

宮城県建築行政マネジメント計画(令和元年度)達成状況

計画期間：平成27年度～令和元年度

取組み	目標	達成状況	達成状況の評価・今後の取組み
1 建築物の安全性の確保			
(1) 建築物における地震防災対策の推進			
1) 地震防災に対する意識の啓発	○旧耐震基準建築物の地震に対する危険性、耐震化の必要性の周知	○広報誌で周知 32/35市町村(91.4%) ○戸別訪問 19/35市町村(54.3%) ○耐震診断実施者に対する知事と市町村長連名文書で工事実施を依頼 14/35市町村(40.0%) ○県政だより、HP、ラジオ放送で制度を周知 ○パンフレットを作成し配布(県、市町村、関係団体、包括連携協定締結店(1,059店))	【達成状況の評価】 ・会議や市町村訪問等により働きかけを行った結果、各市町村で普及、啓発が実施された。 【今後の取組み】 ・助成制度について、積極的に周知を行うとともに、市町村に対しても普及・啓発を実施するよう働きかける。 ・地震に対する危険性や耐震化の必要性について、普及・啓発を積極的に実施する。
①「宮城県建築物等地震対策推進協議会」による耐震化普及活動の実施			
②建築物等の地震防災の意識向上のための出前講座の実施			
③耐震改修普及のためのポスターの掲示やパンフレットの配布			
2) 耐震化の促進	○建築物の耐震化率の向上 【参考：宮城県耐震改修促進法における目標】 (多数の者が利用する特定建築物 R3末の目標 97%) (住宅 R3末の目標 95%以上)	○多数の者が利用する特定建築物 94%(R1年度末) ○住宅 84% (平成25年住宅・土地統計調査をもとに推計)	【達成状況の評価】 ・多数の者が利用する特定建築物の耐震化は、大規模特定建築物への助成実施や耐震化の働きかけを行ったことにより、一定の成果が得られた。 ・住宅の耐震化率は、全国平均を上回っていると推計されるが、近年、耐震診断及び耐震改修の助成実績が低調となっている。 【今後の取組み】 ・大規模特定建築物については、令和2年に97%の目標達成に向け、耐震化を働きかける。 ・木造住宅については、耐震化の必要性や耐震助成事業について、積極的に普及・啓発を行い、耐震化率の向上を図る。
①住宅の耐震診断及び耐震改修の普及促進			
②耐震診断及び耐震改修費の助成			
③特定既存耐震不適格建築物に対する耐震診断・耐震改修の指導及び助言、報告の徴収、立入検査等の実施			
3) ブロック塀対策の促進	○スクールゾーン内の危険ブロック塀等の除却	○危険ブロック塀のある市町村数 (仙台市、石巻市、塩竈市及び大崎市除く) 令和元年度 25市町村 ○危険ブロック塀の数 (仙台市、石巻市、塩竈市及び大崎市除く) 平成30年度 188件 → 令和元年度 112件 ○除却助成制度を持つ市町村の割合 (仙台市、石巻市、塩竈市及び大崎市除く) 令和元年度 29/30市町村 96.7%	【達成状況の評価】 市町村と連携して、危険ブロック塀の所有者に対して、指導を行ったことにより、ブロック塀の除却等の一定の成果が得られた。 【今後の取組み】 ・全ての市町村で危険ブロック塀の助成制度を持つことを目標に、市町村に対して制度の創設を促す。
①市町村との連携による個別訪問調査・指導の実施			
②市町村に対するブロック塀除却助成事業の実施要請			
③指定確認検査機関との連携による建築確認時の既存ブロック塀等安全点検及び新設ブロック塀等の構造審査の実施			
4) その他の地震防災対策	○定期報告等による改善状況の把握	○定期報告による天井措置状況(H30年度) 報告件数 605件 要是正件数(既存不適格を除く) 33件 改善予定件数 22件 ○外壁材・広告板の落下防止対策の改修指導実施	【達成状況の評価】 ・被災建築物応急危険度判定士を通じて、対象の実態把握が進展した。 【今後の取組み】 引き続き、状況把握及び是正指導を行う。
①既存建築物における特定天井の脱落対策の周知徹底			
②既存建築物の非構造部材の落下対策の周知徹底			
③家具転倒防止対策の周知徹底			
5) 迅速な災害対応のための体制整備	○被災建築物応急危険度判定資格者の確保 2,500名 ○被災宅地危険度判定資格者の確保 900名	○被災建築物応急危険度判定士 2,075名 ○被災宅地危険度判定士 905名	【達成状況の評価】 ・被災建築物応急危険度判定士の登録者数は、目標を達成出来なかった。 ・宅地危険度判定資格者は目標数の確保がなされたので、引き続き、目標数を維持する。 【今後の取組み】 ・被災建築物応急危険度判定士については、引き続き判定士講習会を実施し目標達成に努めるとともに、全国の応援体制等を踏まえ、目標数や受講要件等を見直し検討する。 ・被災宅地応急危険度判定士については、目標達成のため、引き続き判定士講習会を実施する。
①災害時の対応体制の整備と、迅速かつ正確な災害情報の把握と提供			
②危険度判定資格者の育成、技術等の向上			
③地域主動型応急危険度判定等の実施体制の確立			
④広域的な危険度判定資格者派遣体制の確保			
⑤全国協議会と連携した被災建築物連絡訓練の実施			
⑥災害後の市町村等による住宅改修などの相談体制の支援			

取組み	目標	達成状況	達成状況の評価・今後の取組み
(2) 定期報告制度の運用による既存建築物の維持保全の推進			
①建築物及び昇降機等の定期報告制度の周知 ②調査者等への防火設備検査の義務化等の周知 ③指定対象を把握するための定期報告台帳の整備 ④未報告建築物等の所有者等に対する督促等の徹底 ⑤未報告建築物に係る立入検査の実施 ⑥報告内容を踏まえた是正指導の徹底	○定期報告率の向上 建築物 75%、昇降機 95%、建築設備 75%	○R1実績(建築物はH29年～R1年の平均) ・建築物 78.3% ・昇降機 92.7% ・建築設備 85.3% ・防火設備 77.4%	【達成状況の評価】 建築物、建築設備の報告率について達成することができた。 【今後の取組み】 未報告建築物の現存確認等による台帳の整備及び未報告物件に対して防災査察等の機会を捉えて現場立入り等による報告率の向上を図る。
(3) 違反建築物対策等の徹底			
①立入調査等の実施 ②違反建築物に係る対応の徹底 ③連携体制の確保 ④違法エレベーターに係る対応の徹底	○違反建築物・違法設置昇降機の是正	○「建築物防災週間」での立入調査の実施(ブロック塀調査含む)・上期 31件 ・下期 22件 ※新型コロナウイルス対策により、下期の立入調査は実施していない。 ○違反建築物について必要に応じて消防部局・福祉部局と合同で立ち入り指導を行っている。 ○違法設置エレベーターについては労働基準監督署と連携し、指導している。	【達成状況の評価】 防災査察における立入実施の他、違反建築物防止週間、防火避難違反・違法設置フォローアップ調査を通じて是正指導の徹底に取り組んだ。 【今後の取組み】 ・違反建築物の管理体制を強化し、違反建築物対策を徹底する。 ・違法設置エレベーターに関しては、引続き関係機関と連携しながら対応する。
(4) 関係機関との連携による迅速な事故対応			
①重大事故の対応体制に係る事務処理要領の策定 ②消防等の関係機関と連携した事故発生時の迅速な対応の実施 ③事故に係る建築行政としての調査の実施、原因究明、再発防止策の検討及び国土交通省・関係機関への情報提供 ④事故が発生した際の、同種の昇降機等に対する緊急点検等の迅速かつ適確な実施	○重大事故発生時の適確な事故対応	○大臣認定の仕様の不適合等があった事例について、調査結果及び是正完了の法12条5項の報告を求めるとともに、受理を適切に行った。	【達成状況の評価】 大臣認定の不適合などの事故事例に対して適切に対応した。 【今後の取組み】 次年度も適確な事故対応を心がけるとともに、継続事案の是正完了を目指す。

取組み	目標	達成状況	達成状況の評価・今後の取組み
2 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保			
(1) 建築確認審査の迅速かつ適確な実施			
<ul style="list-style-type: none"> ①「確認審査等の指針(平成19年国土交通省告示第835号)」に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施 ②「確認審査チェックシート」による審査の徹底 ③構造計算適合性判定の確認審査と連携した迅速な実施 ④審査期間の四半期毎の報告などによる確認審査日数の進捗状況管理 ⑤審査機関窓口での事前相談の実施 ⑥構造計算適合性判定機関及び消防機関との事前協議の周知 ⑦「建築行政共用データベース」による設計者の適格性の確認 ⑧「日本建築行政会議」、「宮城県建築基準会議」、「特定行政庁連絡会議」、「建築行政会議」、「建築主事会議」等を通じた運用の円滑化 ⑨「マネジメント協議会」による県、特定行政庁、指定確認検査機関等、関係団体との意見交換を通じた円滑な確認審査の推進 ⑩審査機関の混雑状況のホームページによる公表の継続 	○改正建築基準法の施行後における法定の審査期間の遵守	○法定の審査期間を遵守した。 ○各種会議を実施し、円滑な運用ができるよう連携を図った。	【達成状況の評価】 法定の審査期間を遵守することができ、各機関を連携し、円滑な運用をすることができた。 今後も、継続する。
(2) 構造計算適合性判定の迅速かつ適確な実施			
<ul style="list-style-type: none"> ①「確認審査等の指針(平成19年国土交通省告示第835号)」に基づく円滑かつ適確な構造計算適合性判定の実施 ②特定行政庁との相互の情報交換等による連携の確保 ③審査機関窓口での事前相談及び事前審査の実施 ④「建築行政共用データベース」による設計者の適格性の確認 ⑤「日本建築行政会議」等を通じた運用の円滑化 	○改正建築基準法の施行後における法定の判定期間の遵守	○R1年度構造計算適合性判定案件の審査の平均値実績 9日(中断日数を除く実判定日数)	【達成状況の評価】 事前審査を行うことで、法定の判定期間を遵守することができた。 今期も現体制を継続し、法定判定期間の遵守を徹底する。
(3) 中間検査・完了検査の徹底			
<ul style="list-style-type: none"> ①検査未受検建築物に対する督促、報告徴収、立入検査の実施 ②「宮城県建築物中間検査の手引き」による適確な中間検査の実施 ③地域特性を踏まえた特定工程の見直し ④中間検査・完了検査時における工事監理者の立会いの要請 ⑤「中間検査・完了検査チェックシート」による検査の徹底 	○中間検査・完了検査率の向上(各年度) ○中間検査 全体 100% ○完了検査 全体 90%(1~3号:95%、4号:85%、工作物等100%)	○R1年度中間検査率実績 90.1% ○R1年度完了検査率実績 99.8% ・1~3号 101.4% ・4号 98.1% ・工作物等 61.3%	【達成状況の評価】 完了検査率のうち1~3号・4号について目標を達成した。中間検査についても検査の徹底を行い、目標達成に向けて取り組みを継続する。
(4) 工事監理業務の適正化とその徹底			
<ul style="list-style-type: none"> ①建築確認申請時の工事監理者の選定及び申請書への記載の促進 ②工事監理者決定後の名義変更届の徹底 ③「建築行政共用データベース」による工事監理者の適格性の確認 ④工事監理・工事状況報告書提出義務(中間検査対象建築物)の徹底 	○工事監理・工事状況報告書提出率の向上(各年度)(中間検査対象建築物)	○工事監理・工事状況報告書提出率 100% ○名義変更届の徹底、「建築行政共用データベース」の活用を行った。	【達成状況の評価】 中間検査対象建築物において、報告書が確実に提出されており、目標を達成することができた。 【今後の取組み】 引き続き、提出の徹底に向けて取り組みを継続する。

取組み	目標	達成状況	達成状況の評価・今後の取組み
(5) 建築基準関係規定関連部局(開発許可等)との連携の徹底			
①事前相談時における、関連部局と建築確認審査との連携の徹底	○緊密な連携の実施	○関連部局との連携を継続的に実施	【達成状況の評価】 開発許可関係規定の適合証明書の交付などにより、連携が図られた。引き続き、関係部局と緊密に連携を進める。
②建築確認審査時における、開発許可関係規定の適合状況の確認及び適合証明書交付事務に係る取扱いの徹底			
3 役割分担による建築行政の推進			
(1) 指定確認検査機関等に対する指導監督の徹底			
①特定行政庁と合同での県指定機関への立入検査等とサンプル調査の実施	○県指定の確認検査機関及び構造計算適合性判定機関への立入検査等の実施 年1回以上	○県指定機関に対し立入調査を実施 ・確認検査機関 3機関 ・適判機関 2機関に立入検査	【達成状況の評価】 各機関に各1回の立入を実施し、目標を達成した。また、支店への立入や他の特行との合同立入などにより実効性の高い立入調査を実施した。 【今後の取組み】 引き続き、実効性の高い立入調査となるよう取り組む。
②指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関への処分等の徹底			
③指定機関の処分履歴等の公表			
④確認審査報告書等を受領した際の検証の徹底			
(2) 指定登録機関等に対する指導監督の徹底			
①事業報告書等の検証の徹底	○県指定の指定登録機関及び指定事務所登録機関への立入検査等の実施 年1回以上	○県指定機関に対し立入調査を実施 ・指定登録機関1機関に立入調査	【達成状況の評価】 ・指定登録機関1機関の立入を実施し、目標を達成できた。 【今後の取組み】 ・引き続き隔年1機関ずつ立入を実施し、指定機関の適確な業務の実施を促す。
②登録等事務の「建築行政共用データベース」への入力への徹底			
(3) 建築士・建築士事務所に対する指導監督の徹底			
①建築士事務所の業務報告書の提出の徹底及びこれを踏まえた指導監督	○計画的な立入検査の実施 年100件	○R1年度立入調査実施 年140件	【達成状況の評価】 計画的な実施により目標を達成した。 【今後の取組み】 ・業務報告書の提出を事業年度毎に行うよう義務化されているが、提出率が低いことから提出の指導を徹底する。 ・所属建築士は3年毎の定期講習が義務化されているが、一部で未受講者がでていることから、対象者への指導を行い受講を徹底させる。 ・建築士の死亡状況を確認し、登録抹消を進める。
②建築士及び建築士事務所登録事項変更届の提出の徹底			
③確認申請窓口での建築士の定期講習の受講等の周知徹底			
④書面による契約等における設計等の業の適正化の徹底			
⑤建築士事務所の立入検査の実施			
⑥二級・木造建築士の懲戒処分及び建築士事務所の監督処分の基準に基づく処分等の徹底			
⑦建築士及び建築士事務所の処分基準の見直しの検討			
⑧建築士及び建築士事務所の処分履歴等の公表			
⑨建築物の設計及び工事監理に必要な技能の維持向上を図るための講習会への支援			
⑩構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の確保状況の把握			

取組み	目標	達成状況	達成状況の評価・今後の取組み
4 その他の施策			
(1) 消費者への対応			
1) 消費者への適切な対応 ① 相談窓口のホームページによる公表と周知 ② 建築士事務所協会等が設置する相談窓口の案内及び周知 ③ 建築基準法、建築士法、宅地建物取引業法等の処分履歴情報の公表	○建築行政の問題に係る相談窓口の利活用の促進	○相談窓口等のHPでの公表	【達成状況の評価】 ・HPで相談窓口を公表し、消費者へ情報提供した。 ・処分履歴情報の公表についても、HPで処分履歴を公表し、消費者へ情報提供した。 【今後の取組み】 継続して消費者への情報提供、周知を行う。
2) 宅地建物取引行政との連携 ① 宅地建物取引業法に基づく講習及び宅地建物取引業関係団体主催の研修等における建築関係法令制限、制度内容の周知の強化・徹底 ② 土木事務所に対する宅地建物取引業法関係情報の提供	○建築行政と宅地建物取引行政の連携強化	○宅地建物取引業法に基づく法定講習における建築関係法令講習に関する講義の実施 R1実績 業務委託により18回開催	【達成状況の評価】 建築行政と宅地建物取引行政の連携強化を図った。 【今後の取組み】 引き続き、法定講習や建築行政マネジメント計画推進協議会の場を通じ情報提供を行うなど、引き続き連携強化を図っていきたい
(2) 人と環境に優しい建築物の整備促進			
1) 建築物の省エネルギー化の促進 ① 規制措置対象建築物の所有者に対する届出の周知と徹底 ② 建築確認申請、中間検査、完了検査時における省エネ適合性判定対象の適格な審査・検査の実施	○建築物省エネ法に係る適確な指導	○R1年度建築物省エネ法届出 239件	【達成状況の評価】 確認申請時や確認審査報告書の内容を確認し、省エネ法の届出が必要な物件に対して周知を徹底した。 【今後の取組み】 建築物省エネ法の指導を円滑に実施できるように新たな制度が設けられた場合の周知を確実にを行う。
2) その他の人と環境に優しい建築物の整備促進	○人と環境に優しい建築物の整備促進	○R1年度だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の届出・指導 96件	【達成状況の評価】 目標どおり達成できた。 【今後の取組み】 これまでと同様に届出が必要な建物に対して周知、指導を行う。

取組み	目標	達成状況	達成状況の評価・今後の取組み
(3) 執行業務体制の整備・充実			
<p>1) 執行体制の充実</p> <p>① 審査担当者の審査技術などの業務能力向上を図るための研修等の実施</p> <p>② 建築基準適合判定資格取得に係る支援</p> <p>③ 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事となるための講習受講に係る支援</p> <p>④ 効率的な業務執行に向けた本庁と土木事務所との機能分担の見直し</p> <p>⑤ 台帳記載事項証明書発行事務の拡充</p>	<p>○審査担当者の審査技術の向上のための研修の実施</p>	<p>○各種内部研修を実施した。また、外部研修を受講した。</p> <p>内部研修 R1.5月 建築研修実施 R1.8月 構造計算適合性判定研修実施</p> <p>外部研修 R1.5月 建築基準適合判定資格者検定受験講習会受講(2名) R1.9月 建築確認実務受講(5名) R2.2月 建築構造審査研修受講(4名)</p>	<p>【達成状況の評価】</p> <p>○建築研修プログラムの実施、外部研修の受講により、審査担当者の審査技術などの業務能力向上が図られた。</p> <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、建築研修プログラムを実施する。 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事となるための講習受講に係る支援を行うとともに、受講者を対象とした研修を行う。 土木事務所における建築行政の課題について検討している宮城県建築行政連絡会と連携し、本庁と土木事務所との機能分担の見直しの検討をする。 台帳記載事項証明書に関する各調整を行い、円滑に運用できるようにする。
<p>2) 関係機関・関係団体との連携</p>	<p>○「建築行政マネジメント計画推進協議会」の年2回以上の開催</p> <p>○「建築基準会議」及び「特定行政庁連絡会議」の年1回以上の開催</p>	<p>○建築行政マネジメント計画推進協議会 1回開催</p> <p>○建築基準会議 1回開催</p> <p>○特定行政庁連絡会議 1回開催</p>	<p>【達成状況の評価】</p> <p>「特定行政庁連絡会議」を行い、各議題について関係団体と連携を行った。また、「建築行政マネジメント計画推進協議会」を1回開催した。</p> <p>【今後の取組み】</p> <p>引き続き、会議を通して関係団体との意見交換や情報提供を図る。</p>
<p>3) データベースの整備・活用</p> <p>① 建築確認、検査及び定期報告の内容のデータベース化</p> <p>② データベースの分析による課題抽出と施策検討</p> <p>③ 指定確認検査機関とのネットワークの構築</p> <p>④ 建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理、処分情報の共有</p>	<p>○建築確認・検査等に係るデータベースの整備</p>	<p>○建築行政共用データベースシステムにて過年度を整備中</p> <p>県指定の確認検査機関とのネットワーク構築完了</p>	<p>【達成状況の評価】</p> <p>次年度も継続して建築行政共用データベースシステムにて整備を進める。</p>